

青の煌めきあおもり国スポつがる市医療救護実施マニュアル

1 趣旨

このマニュアルは、「青の煌めきあおもり国スポつがる市医療救護要項」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、医療機関、その他関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

ア 競技会場の適切な場所に設置し、救護活動及び競技に支障のないようにする。

イ 救護所内部は、衛生管理に留意し、外部から見えないようにする。

ウ 救護所の場所を明示するための看板等を設置する。

（2）救護所の設置期間及び開設時間

ア 設置期間は、原則として各競技会の競技日とする。

イ 開設時間は、原則として競技開始 30 分前から競技終了時までとする。ただし、必要に応じて延長することができる。

4 救護所における医療救護

（1）救護所では、傷病者に対する応急処置を行い「処置記録兼診療依頼書」（様式第 1 号）に所定の事項を記載する。

（2）傷病者を医療機関に移送する必要があると認めた場合は、車両等での搬送又は救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとし、医療機関を受診する傷病者へ「処置記録兼診療依頼書」を交付する。医療機関に移送しない場合は、最寄りの医療機関を紹介するなど適切な措置を講じる。

（3）救護所係員は、傷病者を医療機関に移送した場合、速やかに実行委員会の医療救護担当者へ報告する。

また、医療機関に移送した傷病者のその後の症状、経過を把握するよう努める。

5 練習会場における医療救護

- (1) 練習会場には、競技役員又は競技会係員を配置する。
- (2) 練習会場には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）等を配備する。
- (3) 練習会場において、傷病者を医療機関に移送する必要があると認めた場合は、救護所における取扱いに準じる。

6 宿舎における医療救護

- (1) 宿舎において、大会参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに実行委員会に報告するよう宿舎提供者に対し周知する。
また、実行委員会は、宿舎提供者に対し、傷病者が発生した場合に迅速に対応できるよう、パンフレットや各種通知により、医療救護体制について周知を図る。
- (2) 傷病者が医療機関に移送された場合、宿舎提供者は、実行委員会に次の事項を報告する。
 - ア 宿舎名
 - イ 所属都道府県、傷病者氏名
 - ウ 競技名、種目、種別及び参加区分
 - エ 移送した医療機関
 - オ 事故又は傷病の発生時間、発生原因
 - カ 競技参加の支障の有無
 - キ 付添者の氏名及び連絡先

7 医療費の負担

- (1) 救護所及び練習会場での応急処置に係る費用は、実行委員会が負担する。
- (2) 傷病者が医療機関等を受診した場合の医療費は、傷病者本人が負担する。

8 事後処理

救護所等の医師、看護師、保健師、救急隊員等は、相互に連絡調整を図り、「取扱傷病者一覧表」（様式第2号）に所定の事項を記載し、処置記録兼診療依頼書を添付して、当日業務終了後速やかに実行委員会に提出する。

9 県実行委員会への報告

- (1) 実行委員会は、大会期間中、大会参加者及び一般観覧者等に入院患者や重大事故が発生した場合には、県実行委員会に報告することとする。
- (2) 実行委員会は、全競技会終了後、「取扱傷病者一覧表」を県実行委員会に提出する。

10 その他

- (1) このマニュアルに定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこのマニュアルを準用する。